

## 低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）に 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、低所得のひとり親世帯を対象に子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

### 1 対象

- ① 児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ② 公的年金等を受給しているため、児童扶養手当を受給していない世帯
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が児童扶養手当を受給している人と同水準まで下がったひとり親世帯

### 2 支給金額

児童1人につき50,000円

### 3 支給日

対象①（申請不要）：令和3年4月28日（水）

対象②③（申請必要）：申請日の翌月中旬

### 4 支給の流れ

対象①：4月28日に児童扶養手当と同じ口座へ自動振り込み

対象②③：申請書を記入のうえ、令和3年5月6日（木）から子ども支援課（第1庁舎）へ提出。申請の翌月中旬に指定口座へ振り込み

※申請書は、市ホームページからダウンロードすることができます。

必要書類など、詳細は市ホームページをご覧ください。

記者発表資料

令和3年4月20日

子ども・健康部子ども支援課

支給グループ

担当者／課長 金澤 嘉子

電話番号／048-473-1111

内線2445

志木市